

第1 障害者総合支援法のご案内

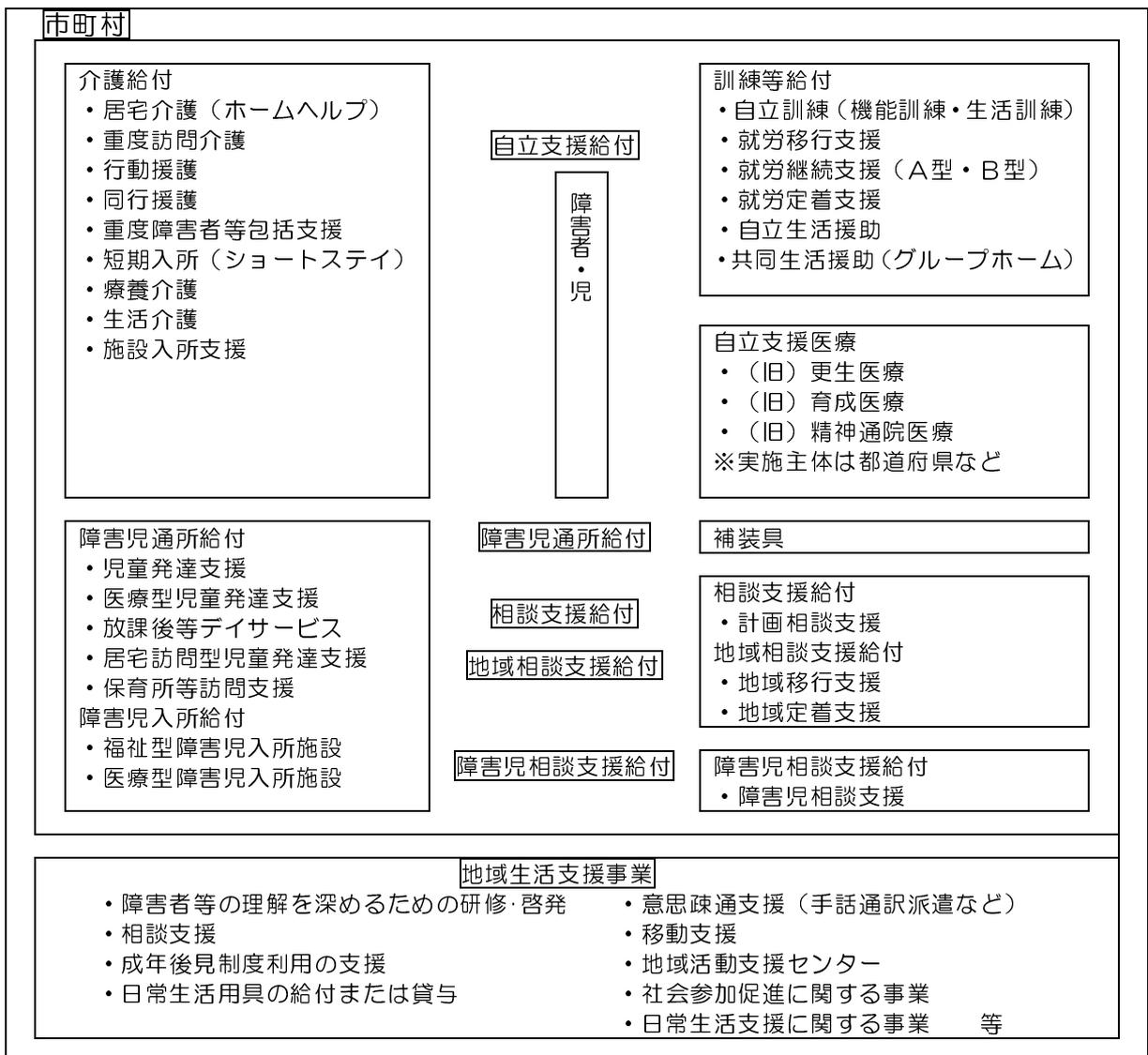
1 障害者総合支援法の概要

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害や難病等により、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるように、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編します。
- (2) 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供します。
- (3) サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実させます。
- (4) 就労支援を抜本的に強化します。
- (5) 支給決定の仕組みを透明化、明確化します。

2 サービスのしくみ

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

また障害児に対しての支援は、児童福祉法による障害児通所給付・障害児入所給付で構成されています。



- ・専門性の高い相談支援
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・派遣事業 等

- **自立支援給付**

個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、「自立支援医療」、「補装具」があります。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

- **地域生活支援事業**

障害のある人々が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業です。地域の実情に応じて柔軟な事業形態での実施が可能となるよう市町村の創意工夫により事業の詳細を決定しているため、詳しい事業内容や利用者の負担はそれぞれの市町村ごとに異なります。

障害福祉サービス

①訪問系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護を要するものに、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供・移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

給付の種類	サービスの名称	内容
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

③居住系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事介助、相談や日常生活上の援助を行います。

④その他サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般企業などに就労した人に、一定期間、企業や関係機関等との連絡調整等を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人に、一定期間、定期的な巡回訪問や必要な助言、連絡調整等を行います。
計画相談支援給付	計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等から、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

障害児支援

	サービスの名称	内容
障害児通所給付	児童発達支援	未就学の障害のあるこどもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のあるこどもに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なこどもに、居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	もとの集団生活への適応のための専門的な支援など、必要な支援を行います。
障害児入所給付	福祉型障害児入所施設	障害児施設に入所するこどもに、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障害児施設に入所するこどもに、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、治療を行います。
障害児相談支援給付	障害児相談支援	通所給付申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。